

次世代育成支援対策推進法に基づく第2回行動計画

仕事と子育てを両立させることができる働きやすい環境をつくることにより、すべての職員がその能力を十分に発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

- ◇ 策定事業主 社会福祉法人 大分県社会福祉事業団
- ◇ 策定日 平成23年3月15日
- ◇ 計画期間 平成23年4月1日～平成25年3月31日（2年間）
- ◇ 計画内容

番号	目 標	対 策
1	〔育児休業の取得促進促進〕 男性 ～ 計画期間内に、1人以上取得する。 女性 ～ 取得率100%を目指す。	〈時 期〉 平成23年4月～ 〈内 容〉 育児休業取得促進のチラシ等を配布する。
2	〔所定外労働時間短縮のための措置〕 毎週水曜日を法人全体の「ノーザンデー」（残業をしない日）とする。	〈時 期〉 平成23年4月～ 〈内 容〉 周知・浸透させるため、各所属の職業家庭両立推進者である副所属長が積極的に呼びかける。